



令和 5 年 2 月 15 日 開会

令和 5 年 2 月 15 日 閉会

令和 5 年 2 月 定例会

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

会 議 録

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和5年2月定例会会議録目次

広域連合議会の開催（招集告示）について……………	1
議案の送付について……………	2
追加議案の送付について……………	4
運 営 予 定 表……………	5
議 事 日 程……………	6
会議に付した事件……………	7
監査結果報告一覧表……………	8
出席・欠席または遅参・早退した議員……………	9
出席した説明員……………	9
出席した書記……………	9
開 会 宣 言……………	10
広域連合長あいさつ……………	10
報 告……………	11
日程第1 議席の指定について……………	11
日程第2 会議録署名議員の指名について……………	12
日程第3 会期の決定について……………	12
日程第4 岡山県後期高齢者医療広域連合議会副議長選挙について……………	12
日程第5 一般質問……………	13
・ 10番 近藤 隆則君……………	13
広域連合長 伊東 香織君……………	14
事務局長 安田 充年君……………	16
・ 10番 近藤 隆則君……………	16
広域連合長 伊東 香織君……………	16
・ 10番 近藤 隆則君……………	17
・ 7番 羽場 頼三郎君……………	17
広域連合長 伊東 香織君……………	20
事務局長 安田 充年君……………	21
・ 7番 羽場 頼三郎君……………	22
・ 4番 田辺 牧美君……………	22
事務局長 安田 充年君……………	24
・ 4番 田辺 牧美君……………	25
日程第6 甲第1号・甲第2号議案……………	25
広域連合長 伊東 香織君（提案説明）……………	25
事務局長 安田 充年君（提案説明）……………	26
採 決……………	27
日程第7 甲第3号・甲第4号議案……………	27
広域連合長 伊東 香織君（提案説明）……………	28
事務局長 安田 充年君（提案説明）……………	28

採	決		3 0
日程第 8	甲第 5 号議案		3 0
	広域連合長 伊東 香織君（提案説明）		3 1
採	決		3 1
日程第 9	甲第 6 号・甲第 7 号・甲第 8 号・甲第 9 号・甲第 1 0 号・甲第 1 1 号 議案		3 1
	広域連合長 伊東 香織君（提案説明）		3 2
採	決		3 2
日程第 1 0	甲第 1 2 号議案		3 3
	広域連合長 伊東 香織君（提案説明）		3 3
採	決		3 4
日程第 1 1	乙第 1 号議案		3 4
	1 番 難波 武志君（提案説明）		3 4
	・ 4 番 田辺 牧美君（討論）		3 5
採	決		3 5
日程第 1 2	岡山県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員選挙	...	3 5
閉 会 宣 言			3 6
一般質問発言通告一覧表			3 7
会議録署名議員			3 8

岡 広 議 第 1 6 号
令和 5 年 1 月 3 1 日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合議会
議 長 和 氣 健

岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和 5 年 2 月定例会の開催について

このことについて、別紙写しのとおり、広域連合長から岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和 5 年 2 月定例会が招集されたのでお知らせします。

岡山県後期高齢者医療
広域連合告示第 1 号
令和 5 年 1 月 3 1 日

令和 5 年 2 月 1 5 日（水曜日）、岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和 5 年 2 月定例会を岡山県市町村振興センター 5 階大ホールに招集する。

岡山県後期高齢者医療広域連合長 伊 東 香 織

岡 広 総 第 8 5 号
令 和 5 年 1 月 3 1 日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長
和 氣 健 様

岡山県後期高齢者医療広域連合長 伊 東 香 織

議案の送付について

岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和5年2月定例会に提出する次の議案を、別紙のとおり送付します。

記

- | | |
|----------|---|
| 甲第 1 号議案 | 令和4年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について |
| 甲第 2 号議案 | 令和4年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について |
| 甲第 3 号議案 | 令和5年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について |
| 甲第 4 号議案 | 令和5年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について |
| 甲第 5 号議案 | 岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 甲第 6 号議案 | 岡山県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 甲第 7 号議案 | 岡山県後期高齢者医療広域連合職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について |
| 甲第 8 号議案 | 岡山県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 甲第 9 号議案 | 岡山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例 |

の一部を改正する条例の制定について

- | | |
|------------|---|
| 甲第 1 0 号議案 | 岡山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 甲第 1 1 号議案 | 岡山県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 甲第 1 2 号議案 | 岡山県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について |

岡 広 議 第 1 9 号
令和 5 年 2 月 1 5 日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長
和 氣 健 様

岡山県後期高齢者医療広域連合議会事務局
書記長 児 玉 政 弘

追加議案の送付について

岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和 5 年 2 月定例会に提出する次の議案を別紙のとおり追加送付します。

記

乙第 1 号議案 岡山県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の
制定について

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

(会期：1日間)

令和5年2月定例会運営予定表

月 日	曜	時 間	会 議	摘 要
2月15日	(水)	午後1時30分	全員協議会	
		全員協議会終了後	本 会 議	・議席の指定について ・会議録署名議員の指名について ・会期の決定について ・岡山県後期高齢者医療広域連合議会副議長選挙 ・一般質問 ・議案の上程・採決 ・岡山県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員選挙

岡山県後期高齢者医療広域連合議会
令和５年２月定例会議事日程

令和５年２月１５日（水） 午後１時３０分開議

日程番号	会 議 に 付 す る 事 件
第 １	議席の指定について
第 ２	会議録署名議員の指名について
第 ３	会期の決定について
第 ４	岡山県後期高齢者医療広域連合副議長選挙
第 ５	一 般 質 問
第 ６	甲第 １ 号議案 令和４年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第１号）について 甲第 ２ 号議案 令和４年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について （上程・採決）
第 ７	甲第 ３ 号議案 令和５年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について 甲第 ４ 号議案 令和５年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について （上程・採決）
第 ８	甲第 ５ 号議案 岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について （上程・採決）
第 ９	甲第 ６ 号議案 岡山県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 甲第 ７ 号議案 岡山県後期高齢者医療広域連合職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について 甲第 ８ 号議案 岡山県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について 甲第 ９ 号議案 岡山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 甲第 １０号議案 岡山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 甲第 １１号議案 岡山県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について （上程・採決）
第 １０	甲第 １２号議案 岡山県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について （上程・採決）
第 １１	乙第 １ 号議案 岡山県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について （上程・採決）
第 １２	岡山県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員選挙

本日の会議に付した事件

議 事 日 程 と 同 じ

監査結果報告一覧表

番号	受付月日	件名
1	R4. 9. 22	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計令和4年 6月分例月出納検査結果報告
2	R4. 9. 27	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計令和4年 7月分例月出納検査結果報告
3	R4. 10. 26	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計令和4年 8月分例月出納検査結果報告
4	R4. 11. 25	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計令和4年 9月分例月出納検査結果報告
5	R5. 1. 23	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計令和4年 10月分例月出納検査結果報告
6	R5. 1. 23	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計令和4年 11月分例月出納検査結果報告

出席・欠席または遅参・早退した議員の番号・氏名

議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退	議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退
1	難 波 武 志	出席		10	近 藤 隆 則	出席	
2	古 田 敬 司	〃		11	吉 村 武 司	〃	
3	津 本 辰 己	〃		12	片 岡 聡 一	欠席	
4	田 辺 牧 美	〃		13	小 倉 博 俊	出席	
5				14	友 實 武 則	欠席	
6	山 本 育 子	欠席		15	山 本 雅 則	出席	
7	羽 場 頼三郎	出席	早退	16	水 嶋 淳 治	〃	
8	原 章 倫	〃		17	和 氣 健	〃	
9	青 木 秀 樹	〃		18	小 林 嘉 文	欠席	

説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
広域連合長	伊 東 香 織	業 務 課 長	山 崎 修 司
副広域連合長	山 崎 親 男	業務課保健事業・医療費適正化推進室長	大 森 敬 介
副広域連合長	戎 齊	業務課給付係長	柏 崎 嘉 宏
事 務 局 長	安 田 充 年	業務課資格賦課係長	川 野 貴 啓

職務のため出席した書記の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
書 記 長	児 玉 政 弘	書 記	近 藤 伊 津 子
書 記	掛 谷 英 明		

会議場所 岡山県市町村振興センター 5階 大ホール

開会宣言

○議長（和氣 健君）

本日、岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和 5 年 2 月定例会が招集されましたところ、皆様方には御多用のところ御参集をいただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席は、13 名であります。山本育子議員、片岡議員、友實議員、小林議員からは欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、これより岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和 5 年 2 月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

広域連合長あいさつ

○議長（和氣 健君）

広域連合長より発言の申し出がありますので、許可いたします。

広域連合長。

○広域連合長（伊東 香織君）〔登壇〕

失礼いたします。まず、本日 2 月の定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい中御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。開会に当たりまして、議長にお許しをいただきまして、一言ごあいさつ申し上げたいと思います。

まず、新型コロナウイルス感染症の状況についてでございます。

今各市町村におきましても、患者さんの感染者の方の数がだんだん減ってきているという状況にありまして、以前と比べまして随分いい方向に向かってきているというふうに思っております。岡山県におきましては、昨年 12 月 20 日に医療逼迫警報を出してございましたけれども、このたびの 2 月 9 日をもって、それが解除になったところでございまして、また大変これが本当にいい方向に向かっていくということをさらに期待をしているところでございます。

そして、各自治体におかれましても、様々な行事なども復活をされていらっしゃるというふうに仄聞をいたしておりまして、新たな日常を取り戻していつている状況というふうに考えております。そして、3 月 13 日からはマスクのことにつきましては、それぞれの方の判断でという形にまた移ってまいりますし、そして今卒業式をどうするというこの話題が一番あるわけでございますが、文科省のほうからも基本的には外せる方向で、また各自治体の教育委員会でしっかり方針も出してもらいたいということでもありますとか、5 月の中旬からは、そもそもコロナが今の 2 類から 5 類のほうに大きく移ってインフルエンザ並みのことになっていくということで、大きく随分状況も変わっていくというふうに思っ

ております。ですので、患者さんの数が本当に減っていけばいいなというふうに考えております。

さて、私ども後期高齢者医療制度をめぐる情勢でございますが、令和4年度からは団塊の世代の方が75歳の後期高齢者の方に該当するということに到達をされておられまして、被保険者の方は令和4年度の当初は約30万人でございましたが、現時点、令和5年1月末時点でさらに8,009名の方が増加をいたしまして、本年度中に約1万人の方が増加となる現状を見込んでおります。さらに、令和5年度も1.5万人程度の方が増加をする見込みとなっておりまして、この人口構成からいしまして、この増加傾向は令和12年度頃まで続くのではなかろうかというふうに今考えているところでございます。

医療費自体でございますが、4月から直近のこの1月までの10か月間の総額を見ますと、令和2年から令和3年は102.75%となっており、また令和3年から令和4年は103.15%になっているということで、今後も伸びていく状況が予測をされているところでございます。

こういった中、当広域連合におきましては、健康寿命の延伸に向けまして、まずは令和6年度までに全県下で市町村が行うこととされております、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施ということにつきまして、広域連合といたしましても、その予算として、高齢者の方の低栄養防止、生活習慣病の重症化予防などを盛り込みまして予算編成を行っているところでございます。今後も医師会など関係機関、そして何より市町村の皆様方とさらに連携を深めまして、健康寿命の延伸、なるべく御健康で長生きをしていただけるように取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

本日の定例会におきまして御審議をお願いしております案件は、予算案件が4件、条例改正案件が8件など、合計で13件、議案をお願いいたしております。

それぞれ御説明をさせていただきます。御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。冒頭のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

〔降壇〕

報 告

○議長（和氣 健君）

この際、報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく、令和4年6月分から11月分までの例月出納検査結果の報告がありました。事務局に保管しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、本日の議事日程は、あらかじめお手元にお配りしているとおりであります。

日程第1 議席の指定について

○議長（和氣 健君）

日程第 1、「議席の指定について」を行います。

会議規則第 4 条第 2 項の規定により、新たに当選されました、古田敬司議員の議席を 2 番に、吉村武司議員の議席を 11 番に、小倉博俊議員の議席を 13 番に指定いたします。

議席一覧表

1	難 波 武 志	1 0	近 藤 隆 則
2	古 田 敬 司	1 1	吉 村 武 司
3	津 本 辰 己	1 2	片 岡 聡 一
4	田 辺 牧 美	1 3	小 倉 博 俊
5		1 4	友 實 武 則
6	山 本 育 子	1 5	山 本 雅 則
7	羽 場 頼三郎	1 6	水 嶋 淳 治
8	原 章 倫	1 7	和 氣 健
9	青 木 秀 樹	1 8	小 林 嘉 文

日程第 2 会議録署名議員の指名について

○議長（和氣 健君）

日程第 2、「会議録署名議員の指名について」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により、4 番、田辺議員、7 番、羽場議員を指名いたします。

日程第 3 会期の決定について

○議長（和氣 健君）

日程第 3、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（和氣 健君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

日程第 4 岡山県後期高齢者医療広域連合副議長選挙

○議長（和氣 健君）

日程第 4、「岡山県後期高齢者医療広域連合議会副議長選挙について」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（和氣 健君）

御異議なしと認めます。選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

指名の方法については、私より指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（和氣 健君）

御異議なしと認めます。よって、議長の私より指名することに決定いたしました。

副議長に難波議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました難波武志議員を副議長の当選人と定めることに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（和氣 健君）

御異議なしと認めます。よって、難波武志議員が副議長に当選されました。

難波武志議員が議場におられますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定により当選の告知を行います。

難波議員、自席にて一言、ごあいさつをお願いいたします。

○副議長（難波 武志君）

失礼をいたします。ただいま議員の皆様方の御推挙により副議長に就任させていただきました、吉備中央町議会の難波武志でございます。円滑な議会運営に努めてまいり所存でございますので、議員の皆様方の御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、就任のあいさつと代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（和氣 健君）

ありがとうございました。これで、岡山県後期高齢者医療広域連合議会副議長選挙を終わります。

日程第 5 一般質問

○議長（和氣 健君）

日程第 5、「一般質問」を行います。

質問の通告がございますので、順次発言を許可いたします。

10 番、近藤議員。

○10 番（近藤 隆則君）〔登壇〕

議席番号 10 番、近藤でございます。

今議会におきましても、当広域連合における、高齢者における残薬やポリファーマシー

に関する取り組み、また今後のお考えにつきまして質問させていただきます。適切なる御答弁を求めるものでございます。

日本薬剤師会の調査によりますと、在宅の75歳以上では残薬の総額が年間約475億円と推計をされている。この中で、この問題というのは後期高齢者医療に限ったことではなく、専門家の分析によりますと日本全体で約1,000億円以上の残薬があると言われているところであります。平成29年に行われた患者の残薬の経験に関する厚生労働省の調査があるんですが、定期的に受診し処方されている薬がある患者のうち、4割程度の患者が過去1年間に残薬の発生を経験していることが分かったということでもあります。

多剤投与の実態として、特に高齢になるほど薬剤種類の数が多い患者の割合が増加する傾向にあります。75歳以上の院外処方を受ける患者の約25%は、7種類以上の薬剤を処方されているということでもあります。この高齢者に着目して、65歳以上のうち、5種以上の服用をする薬を投与されている患者の方が1種類、減薬した場合の医療費の適正効果額が出されていますが、これが年間5,730億円と推計もされているところでもあります。

このように高齢者においては、市町村や2次医療圏を越えた複数の医療機関等への受診の機会なども増え、処方される薬剤が多くなるケースは多々見受けられるところでもあります。多剤服用——これをポリファーマシーと言いますが——の患者の薬物有害事象などにつながる危険性があるだけでなく、種類や量が多く、飲む時間も複雑になるなど、飲み忘れや飲み残しである残薬が増える可能性が危惧されるだけではなくて、医療経済上のインパクトも非常に大きいということから、これを是正していく必要は高いと考えております。

あわせて、令和3年3月に厚生労働省から「病院における高齢者のポリファーマシー対策の始め方と進め方について」が発出をされており、多大投与に関する新たな基準づくり、また電子処方箋の導入により意図せず処方が増えてしまう現状を改善することが喫緊の課題ということになる、またそのようにも考えるところでもあります。

国保運営を担う市町村としましても、医療費の適正化の観点からレセプト点検や薬剤師による講演会、さらにはブラウンバック運動の啓発等、残薬などの対策を講じているところではあると思いますが、各市町村単位ではなくて、広域の強みを生かした横断的な病院や薬局などと連携をした取り組みについて、これを行える機関として当広域連合が果たす役割は大きいものがあると考えております。どのような御所見をお持ちか伺いをしたいと思います。

また、マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、医療機関等の薬剤情報の共有により期待ができる効果、そしてまたこうしたデジタル化の取り組みに対応できるよう、高齢者のデジタルリテラシー、スキルの向上、技術力の向上の方策等につきまして、今後どのように推進をしていかれようとお考えがあるか、また施策等があるかについてもお考えをお伺いしたいと思います。

以上で質問とさせていただきます。〔降壇〕

○議長（和氣 健君）

答弁を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（伊東 香織君）〔登壇〕

それでは、近藤議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

高齢者の方における残薬またポリファーマシーの対策についての御質問をいただきました。このポリファーマシー対策でございますけれども、多剤の投薬者、または他の病院にも幾つかかかっているような多重の受診者、つまりは重複した受診を受けられている方、そうなりますと重複して投薬がなされるということになります。このような方々への薬剤関係の対応状況についてお答えをさせていただきます。

当広域連合では平成 29 年度よりレセプトデータから選定をいたしました対象者の方々、非常に多剤の投薬を受けている方々などに、保健師等の医療専門職からの電話での健康相談、また場合によっては訪問指導の中で実施をしているところでございますけれども、特に令和 3 年度の状況が今 1 年間丸々たっておりますので状況を見てみますと、令和 3 年度は重複の受診者、重複の投薬者、そして多剤の投薬者など、一定の条件で選定をしました 58 名の方に対しまして、当広域連合の保健師による電話健康相談等の案内を送付いたしました。そして、承諾を得ました 27 名の方に健康相談を実施したところでございます。

その中で課題点というのが見えてまいりました。当然、保健師が電話相談をしていく中に当たっては、薬剤に対する専門的な知識が不可欠になります。こちらの病院ではこの薬を出されている、こちらの病院ではこちらのこの薬を出されていると。そのときに、じゃあ効用が同じなんだったら、例えばどちらのほうをやめたらいいんですかとか、そういうことについての適切なアドバイス等を行うことができるのかどうかということなど、専門的な知識が不可欠であるということがこの間に分かってまいりましたので、現在、令和 5 年度から県の医師会そして県の薬剤師会と一緒にしまして、重複多剤の服薬そして相互作用の対策ということと一緒に連携・協力をして進めていかなければならないという共通認識に至りまして、現在、県の医師会と県の薬剤師会との間で協定を結ぶということで準備を進めているところでございます。

特にその具体的な内容としては、重複多剤の服薬などになっている該当者の方が薬局を訪問して、服薬についての相談や指導を受けることができるような、また込み入った場合には薬剤師がドクターに相談をできるような体制づくりをしていくということで、そのような内容についての協定の準備を進めているところでございます。具体的にはこのようなことをしていきますということを後期高齢者医療広域連合が被保険者の方に重なって薬剤を投与になっているとか、それから非常に多くの数になっているということなどについての相談ができますということを知っていただけるようなポスターの作成でありますとか、そのことについて薬局等のほうへも掲示をしてもらうわけですが、そのためのポスターの製作経費など、今、令和 5 年度の当初予算に計上をさせていただいているところでございます。

議員さんから御質問いただきましたような多剤重複薬剤を飲まれる方に対する対策というのは非常に重要なことというふうに考えておりますので、今後、着実な実施に向けまして、しっかり取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。令和 4 年度の取り組みにつきましては、まだ年度途中でございまして、今後その効果も参考にしながら取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（和氣 健君）
事務局長。

○事務局長（安田 充年君）〔登壇〕

事務局長でございます。

ポリファーマシー対策としてのマイナンバーカードの活用策について、被保険者がマイナンバーカードの健康保険証利用に登録すると、被保険者は行政の手续やお知らせが確認できるマイナポータルから自分の健康情報や薬剤の情報が確認できる仕組みとなっており、医療機関等は被保険者の資格情報及び被保険者の同意を得ることで診療情報、薬剤情報等の閲覧が可能となり、正確なデータに基づく診療や薬の処方を提供できることとなります。広域連合としても、議員御指摘のとおり、健康づくりのためには医療機関等や個人が医療に関するデータをうまく活用することは非常に有効であると考えております。

また、マイナポータル活用に向けては、現在、各市町村や携帯電話会社等で様々な工夫を凝らしながらスマホ教室等が開催されております。そうした場合、医療情報を題材に使っていただくことはできないかなど、そうした研究を進めるとともに、保険者協議会等の場でも議論を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

○10番（近藤 隆則君）

はい、議長。

○議長（和氣 健君）

近藤議員。

○10番（近藤 隆則君）

御答弁ありがとうございました。新年度予算にいろいろ協定も含めて組んでいただくというのは、非常に前向きな御答弁をいただいて、うれしく思うところでございます。ここで一番注意しないといけないのは、協定は結んだがで終わってはいけない。そこには、いろいろな複雑な事情がございます。厚労省も御指摘をされているとおり、医療関係の方の、じゃあ実際に経済的なものにも関わってくるといふところの御指摘がありますので、そこはしっかり確認をしながら進めていっていただきたいと、これはお願いをしておきたいと思います。

それから、電子処方箋、今年の1月からできるようになっておりますので、ただまだマイナンバーカードを持たれて、それからマイナンバーカードもそうなんですが、スマートフォンをお持ちの方というのが操作がどうなのかということであります。折しも伊東連合長は高梁川流域の自治体連携推進協議会の会長もお務めでありまして、その事業の中でも高齢者を対象としたスマートフォンの講座というものを開催をされております。ぜひそこを流域自治体の皆さん方に活用していただいて、先ほど事務局長の御答弁がありましたが、このスマートフォン教室の中に組み入れていただいて、県からそういった取り組みがあると思いますので、これは検討するんじゃないかと、ぜひもう令和5年度から実施をしていただきたいと思うんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（和氣 健君）

当局の答弁を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（伊東 香織君）

近藤議員さんのほうから再質問いただきました。マイナンバーカードの健康保険証利用

を用いて、ポリファーマシーの対策をするためのスマホ教室などをもっとしっかりしてもらいたいということでございました。今、広域連合といたしましては、まさにそのあたりのところを協定を医師会、薬剤師会と結んで、令和5年度から始めていくということでございますし、一方で今、例のほうでも出していただきましたけれども、例えば高梁川流域の7市3町におきましては、高齢者のスマホ教室なども一緒に開催をさせていただいたり、圏域内の各地で開催をさせていただいたりということがありまして、その中には比較的共通の使い方の教室の内容ということが出てまいります。

せっかく今のこのポリファーマシーのことの課題が出ているということでございますので、まだ今すぐこういうふうにできますとまでは申し上げられないんですけれども、7市3町のことでございましたら、またその7市3町でみんなで相談をいたしまして取り組みをしていくことができるんじゃないかと思います。普通の使い方だけでなく、こういうマイナンバーカードを使って自分の経歴も見れるようになるとか、そういうことも分かてもらえれば、多剤そして重複薬剤になって本人さんの健康にその影響があってもいけないということも分かていただけるとと思いますので、一つの例として取り上げながら、広域連合のほうにも何かフィードバックできるようなことなどもさせていただけたらいいなと思っておりますので、まずはそれぞれの自治体の活動から始めつつ、一方で広域連合のほうは県の医師会、薬剤師会とも連携をしながら、この取り組みを進めていくという、そういう2面体制でできていけばいいんじゃないかというふうに現在考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○10番（近藤 隆則君）

はい、議長。

○議長（和氣 健君）

近藤議員。

○10番（近藤 隆則君）

ありがとうございます。すぐに協定してから取り組めるというわけではないと思いますが、これから先の問題として医療費が増嵩をしているという発言がございましたが、医療費が増嵩をする一つの要因にこの残薬というのは大きくクローズアップをされるわけでございますので、ぜひ前向きに、そして各自治体ともしっかり連携を取っていただいて、まずはこの広域連合がリードする形でぜひ進めていただきたいと思います。100年時代を迎えた中で、とにかくこれからの医療体制をどうするのかということですが、これからも伊東連合長の下で、しっかりと後期高齢者また医療費のことについても様々な対策が取られることを期待を申し上げまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（和氣 健君）

次に、7番、羽場議員。

○7番（羽場 頼三郎君）〔登壇〕

議員の皆さん、またここに御参加の皆さん、大変御苦労さまでございます。羽場頼三郎でございます。

私も実は今回この質問が最後になろうかと思いますが、任期が終わりますので、ここで交代ということになるかと思います。つきましては、今回の質問はこれまでの私の活動も

振り返りながら、さらに広域連合の未来について方向を示していただきたいなと思いますので、そういう趣旨でよろしくお答えを願いたいと思います。

まず、広域連合の未来についてなんですが、これはなかなか難しい段階に入っていると思います。もう言うまでもありません。もう私も含めてですが、団塊の世代ですから、来年は実は私も後期高齢者になるんですが、そういう世代が相当数あって、そういう方々は今度は保険料を支払うというほうが減ってくるわけですよ。それで、医療費のほうはかかってくるわけですから、それをそうなるから仕方がないなというわけじゃなくて、それに対する準備といいますか、そういうものをやっていかなくちゃいけない、今から備えておこうと、今後のことについてというふうに考えるべきだと思っております。

それについてですが、こういった事情から厳しい財政状況が続くというふうに思われますが、これについて先ほど連合長のほうからもいろいろお話があったんで、かなりそれに対してもうお答えになっているところがございましたから今さらというのも何ですが、改めて私としては今後の見通しにつきまして再度お伺いをしておこうかなと思います。保険料の改定がいつ頃になるかというのは、これはたしか決まっているかと思うんですが、保険料の改定のところで、また考えさせていただければと思いますが、予定としてはいつ頃になるでしょうか。

さらに、財政の問題ですが、結局この広域連合という組織がしっかりしてないと、この問題に対する、この問題というのは高齢者の医療についての問題というのが簡単に解決がつかないといいますか、本当に難しいんですね、考えてみると。先ほどちょっと言いかけましたが、保険料を払う方は多くなる。しかも医療費がかかる世代というのは多くなる。しかも高齢になるほど、かかる医療費が増えていくわけですから、非常に難しい。

そういうことで、この制度というものをよく考えなくちゃいけないという意味から、以前からこの制度をどうやっていこうかというような提案も含めてやってきたわけですが、ここで申し上げたいのは、この制度の組織のいいところもあるわけですよ。各全県下の自治体から職員の方が出てきているわけですから、そういう意味では全体の情報を把握することも非常に可能だし、またここで得ていただいた知見を今度はそれぞれの自治体に持って帰っていただいてやっていくということが出来るかと思っておりますので、そういう意味では組織としてはいいんですが、しかしちょっと心配なのは今度は大体この組織にいるのが3年ぐらいということですから、3年ぐらいたったら代わるわけですね。交代されるわけですね。交代して済むようなことについては、それでいいんですが、しかし組織全体を見通して、どういう形にこれを持っていこうとか、そういう考える部分、その部分はなかなか3年で交代することで本当にいいのかなということもあります。

そして、そうした問題を考えるに当たって私が考えたのは、これは組織の中に今申し上げたようなことを担当する部門というのがしっかりあるべきじゃないかというような提案もさせていただきましたら、それに対して今そういう企画を担当するというのも出てまいりました。さらには、プロパーの職員の方も入れていただいて、プロパーの方の仕事も大変前に進んでいるというふうに聞いております。こういう意味で今後それらについての評価がもしできるものならばしていただきたいし、今後そうした、ある意味で専門家集団、そういったものをさらに育成をしていくといったような考え方があるかどうかという辺をお聞きをしたいと思います。

それから、広域連合は一つの組織であります、これは多くのところからの連携支援をいただいて、この活動ができています。そうした点につきまして、今後その各団体、各組織もそれぞれに厳しい場面に陥っているところもありますから、そういうところの関係はどうなるのだろうか心配をしております。そうした広域連合以外のこの広域連合に関係する、そしてそこに力を貸してくださっている方々のそういう方々の未来というものも併せて考えたほうがいいんじゃないかと思っておりますので、お分かりになる範囲でお示しを願いたいと思います。

それから、保険料についてなんですが、保険料もこれは先ほどちょっと聞いていたところでもあるんですが、これは少しでもなるべく上げない、高くしないというか、そういうことで、これを少しでも遅くするということが必要な話だと思います。そのためには我々が担当しているといいますか、後期高齢者の医療費をなるべくかからないようにというか、そういう方向に持っていくにはどうしたらいいかということを常に考えながらやっていかなくちゃいけないんじゃないかと思っております。

その中で少しでも申し上げれば、所得が高い方の賦課限度額、これは国のほうも改正をするようですが、私はもっとこれは見直しをしてあげたほうがいいんじゃないかと、可能な限りということをお願いしているんですが、これにつきましては、そんなことをすると高い所得者の納付意欲が損なわれるんじゃないかというお考えもあるようです。しかし、私に言わせれば、逆にそういう高い所得を持っている方が高い負担をされていないようだったら、低い所得といいますか、私も含めてかもしれないかもしれませんが、そういう低い所得の人のほうの納付意欲が逆に下がってしまう。そういうことにならないようにするためには、高額所得をされている方の賦課限度額というのは、さらに上げていく必要があると。少々というとおかしいんですけど、今かなりの基準が低いですから、そうじゃなくて、もう少し思い切った基準についても設定すべきじゃないかと、そう思います。

さらに最後には、健康の維持、これはもう言うまでもありませんが、我々の組織の大きな目標でもあります。やるべきことでもあります。俗によく言われる早期発見・早期治療ですが、これをぜひやっていって医療費の拡大を少しでも防ぐと。こんなことをやっていかなくちゃいけないと思っているんですが、そうしたことについて現在可能な限りやってらっしゃると思うんですが、どういうことを今やっておられるのか。そして、健康診断、これの受診率の向上は必要だと思います。これがなければいけないと思っているんですが、これはどういうふうに進めるべきだとお考えでしょうか。

さらに、プロパーで入っておられる方が、保健師さんがいらっしゃるわけですが、その方々の現在の役割、そして将来にわたっての役割について御所見があれば教えていただきたいと思っております。また、そういったプロパーの職員が今後どういう形で必要なのか。今の保健師さんは当然なんですが、それ以外の方について、もしお考えがあればお聞かせを願いたいと思っております。

今回の質問は、先ほど申し上げましたように、私としてはこの組織がどうなっていくのか、皆さん方の健康をどうやって維持されるのかということに関心がありましたので、その未来を見据えたつむりの質問でしたので、その意味でお答えいただければありがたいかと思っております。

以上で1回目の質問を終わります。〔降壇〕

○議長（和氣 健君）

当局の答弁を求めます。

連合長。

○広域連合長（伊東 香織君）〔登壇〕

それでは、羽場議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

私のほうからは、このような仕組みになっているということ、それから全体的な観点で今お答えできることについて少しお話しさせていただければと思います。

まず、保険料の今後についてということでございます。保険料の改定の見直しは今後どうなるのかということでございますが、保険料につきましては、法律に基づきまして、2年間の被保険者数そして医療給付費等を算定しまして、その期間を通じての財政の均衡が保てるように2年ごとの見直しを行うこととされております。そういったことから、次の保険料の見直しにつきましては、令和6年度と令和7年度の保険料を決める作業というものを令和5年度中に行う予定ということになりますので、当広域連合におきましても、そのような予定となると考えておりまして、これはまた全都道府県、その時期というのは一斉に見直しが行われるものというふうに聞いております。

さて、その中での今後の保険料の方向性はどうなるのでしょうかという御質問をいただいたというふうに思います。最初にもお話を申し上げましたように、現在のところ令和12年度までの間は後期高齢者の方の人数が増えていく、その世代の人数からいきまして、そのような見込みということがございますので、そのことも踏まえまして、次の改定をしていく保険料というのは、やはりどうしても引き上げていかざるを得ない状況となるかというふうに考えられます。

一方で、物価上昇等、社会の情勢なども非常に厳しい状況がございますので、議員さんからのお話の中でもございましたが、少しでも被保険者の方々の負担が抑えられるような取り組みということが何だろうかということで広域連合のほうでも考えておりまして、それはすなわち日頃の、先ほどの御質問でもございましたけれども、この広域連合が関わる医療給付、またそれはもちろん薬剤等も含めてでございますし、その前段のところでは後期高齢者の皆様方の健康寿命が延伸をして、健康で長生きをしていただいて、必要以上の投薬や、また病院通いということでないような健康な社会になっていくということをみんなで取り組んでいくということが、大前提の大きなところじゃないかというふうに思っております。

広域連合では各市町村の保健事業とも連携をいたしまして、双方の連携の下での保健事業ということなども進めていきたいと思っておりますし、先ほどの御質問の多剤の重複の受診や薬剤の投与ということなど、そういうこと、いろいろなことによって、少しずつでも費用を抑えることができれば、影響が直接この保険料のほうに及んでくる割合も少しでも緩和できるんじゃないかという気持ちを持って、各市町村との関係機関と連携をして取り組んでいきたいと。全体的にはそのような考えでございますので、よろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。〔降壇〕

○議長（和氣 健君）

事務局長。

○事務局長（安田 充年君）〔登壇〕

事務局長でございます。

広域連合長以外の答弁をさせていただきます。

まず、広域連合の未来について、厳しい財政状況が続くと思われるが見通しは、他の保険組織などの未来はとの御質問でございます。

2025 年までに全ての団塊の世代が 75 歳以上となり、今後、制度を支える現役世代の減少が見込まれる中、後期高齢者医療制度を持続性を保ちながら運営していくために、国においては、高齢者だけでなく全世代型の社会保障制度を構築していくことが重要であるとの観点から様々な検討を進めており、今後とも厳しい状況は続くものと考えております。

なお、他の保険組織においても、被保険者の減少など、それぞれ課題を抱えており、一層連携していくことが重要と認識しております。

保険制度のこれからのうち、組織の見通しに関する御質問でございます。

当広域連合事務局は、現在、市町からの職員、国保連合会からの研修職員、会計年度任用職員など、合わせて 31 名で事業運営に当たっております。このうち、市町や国保連合会からの職員については、2 年もしくは 3 年の派遣期間であり、専門的知識の蓄積が厳しい状況となっており、一部派遣期間の延長などで対応をしております。このため、全国協議会を通じて、後期高齢者医療制度が持続可能で安定した運営体制を確立できるよう、抜本的な運営体制の見直しについて都道府県の関与も含めた具体的な方向性を早急に示すよう国に対して要望を行っているところですが、国からは抜本的な見直しを行うとの方針は示されておられません。

一方、令和 2 年度から実施している「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」への対応や、団塊の世代の被保険者数の増加などにより、広域連合における政策立案や効率性の追求など、職員の能力向上は、ますます重要になるものと思われま。このため、今後も後期高齢者医療制度の安定的な運営体制整備について国に対して要望するとともに、専門的知識を持った職員の育成・活用や、国保連合会等、幅広い関係機関との連携強化などにより、広域連合の役割を果たせるよう組織能力を高めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、所得が高い層の賦課限度額に関する御指摘でございます。

昨年 12 月に開催された社会保障審議会医療保険部会では、「全世代の支え合い」という理念の下、出産育児一時金の引き上げによる後期高齢者医療制度における費用負担、高齢者医療制度を全ての世代で公平に支え合う仕組みづくりなどが、医療保険制度改革の検討事項として上げられています。

賦課限度額につきましては、国の法令の改正により変更されますが、低所得者に配慮しつつ能力に応じた負担を強化する観点から、賦課限度額を段階的に引き上げることが先般、閣議決定されたと聞いております。当面、令和 6 年度から実施される激変緩和措置を図りながら実施される賦課限度額の引き上げ状況を見守りたいと考えてございます。

それから、健康維持のために関するお尋ねでございます。

一括してお答えします。

高齢者の健康の保持増進に向けた取り組みに当たっては、生活習慣病等の発症や重症化の予防及び心身機能の低下を防止するための健康診査が重要であると認識しており、受診

により早期発見・早期治療につながるものと認識しております。

このため、受診率向上に向けた取り組みとして、令和3年度から健康状態が不明な方へ健診受診勧奨の通知を、令和4年度からは被保険者に広く健康診査受診を呼びかけるため、新聞広告による啓発を6月と10月に実施し、令和5年度も引き続き実施する予定としております。また、市町村に自己負担額を除いた、ほぼ全額の健診費用を助成している健診の補助事業については、受診率向上に積極的に取り組んでいる市町村へは補助額を増額するなどのインセンティブを設ける予定で、その必要な経費を令和5年度当初予算へ計上しております。

次に、保健師の役割についてですが、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施することが進められている中、広域連合が市町村と連携して保健事業を実施していくに当たり、市町村の保健師等の医療専門職の方からの質問や要望に対して、専門的視点からの助言や支援がますます重要となってきました。当面、2名の保健師を中心に事務事業の委託等、様々な方法を取り入れながら市町村と引き続き連携をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

○7番（羽場 頼三郎君）

はい、議長。

○議長（和氣 健君）

7番、羽場議員。

○7番（羽場 頼三郎君）

御答弁をどうもありがとうございました。お二人の答弁を聞かせていただきましたが、本当にお気持ちがよく表れていて、我々の組織もしっかりしたものになって、さらに発展、これが本当に発展するのがいいかどうか分かりませんが、しかししっかり老人医療を、高齢者の医療を支えていくということについては、ある意味で希望が見えたんじゃないかなと思います。

そしてまた、この議員になっていらっしゃる皆さんも、私は当初からこの議会が活性化することが組織の活性化につながっていくというふうに思っていて、多くの方の質問を期待をしていたんですが、だんだん質問される方が増えてきたし、特に近藤議員みたいに、そういった市町村長の立場からも意見が出てくる、質問が出てくるというのは非常にいいことだと思います。私もそうした将来に希望を持って、この職を離れたいと思います。大変皆さんお世話になりました。ありがとうございました。これで質問を終わります。

○議長（和氣 健君）

次に、4番、田辺議員。

○4番（田辺 牧美君）〔登壇〕

議席番号4番、田辺牧美でございます。

2項目につき質問いたしますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

1項目め、新型コロナウイルス感染症治療費の自己負担について、2点お伺いをいたします。

1点目、岸田内閣は新型コロナウイルス感染症を5月8日をめどに2類感染症から5類感染症に引き下げることが検討をしています。現在、新型コロナウイルス感染症は昨年9

月 26 日より陽性者の全数把握の方法を変更いたしました。年齢によっては陽性者が保健所に連絡しない場合が生じており、その結果、陽性者数の動向把握が不十分となっています。毎日発表される感染者数は、陽性者数の一部の数字でしかありません。その中でも高齢者は基礎疾患を持っておられる方が多く、さらに高齢者施設ではクラスターの発生や重症化しても病院への転院ができずに亡くなられる方が増えている実態もございます。

5 類感染症に変更された場合は、行政の医療体制へのコントロールができなくなり、かえってコロナ感染症の治療をしてくれる医療機関が減少する懸念さえあります。コロナ治療に対する給付金もなくなるとなれば、さらに治療する医療機関が減る懸念があり、コロナ患者さんが今以上に治療を受けにくくなるおそれもあります。その上、治療費の自己負担が発生してまいります。政府は報道によりますと当面の間は公費負担を継続するとの意向が示されておりますが、確定的ではありません。

そこでお尋ねをいたします。現在 5 月 8 日をめどに 5 類感染症への引き下げが検討されている、この段階において、当広域連合より国に対して、経過措置として重症化しやすい 75 歳以上の高齢者に対して当面の間、公費負担を継続するよう強く求めていると思いますが、御見解をお伺いをいたします。

次に 2 点目、それでも令和 5 年度の途中で公費負担の経過措置がなくなった場合、当面の間、まずは令和 5 年度中は当広域連合からの給付を検討するように求めますが、御見解をお伺いをいたします。

次に、2 項目め、令和 6 年度保険料改定に向けて、2 点お伺いをいたします。

令和 6 年度は 6 年に一度、医療保険制度と介護保険制度が同時に改定される時期となり、いろいろな制度が動くタイミングとなります。介護保険制度においても給付削減や保険料の改定が検討されており、その上、医療保険制度において給付削減や保険料のアップがされたならば、高齢者の生活と命を守ることはできません。そこで、令和 6 年度の制度改正が検討されている今、意見表明することは大変重要と考えます。

そこでお尋ねをいたします。まず、令和 4 年 10 月に後期高齢者医療の自己負担が一定所得がある被保険者は 2 割負担となりました。このことによって当広域連合の財政にはどのような影響があったのでしょうか、お伺いをいたします。

この項、2 点目、令和 6 年度の制度改定において、保険料の負担増により受診抑制につながることをないように国に求めていると考えます。岸田内閣は 2 月 10 日、年収 153 万円を超える人の保険料を引き上げると発表いたしました。全体の約 4 割、700 万人が該当し、後期高齢者 1 人当たりの負担が平均、年 5,200 円増えるという改正案を閣議決定をいたしました。総務省統計局が発表した令和 3 年度家計調査によると、世帯主が 75 歳以上の 2 人以上の無職の世帯の実質収入の平均は、2 人合わせて 1 か月 23 万 9,876 円、年間 287 万 8,512 円で、1 人平均、全く単純に 2 で割りますと、1 人平均 143 万 9,256 円です。そうしますと、夫婦などの場合、どちらか一方が 153 万円を超える世帯というのは、どちらかが超えるという世帯が多いということは十分予想ができます。

この家計調査では、世帯主が 75 歳以上で無職の世帯の支出は、お二人で 23 万 9,391 円で、先ほど言いました収入は 23 万 9,876 円、この差引きは 485 円でございます。もうほとんど残らないということを示しています。ちなみに、世帯主が 70 歳から 74 歳は 2 万 5,131 円の赤字、65 歳から 69 歳では実に毎月 3 万 726 円の赤字となっております。これが令和

3年度の家計調査でございますから、令和4年度には保険料や自己負担が上がり、現在は電気料金や物価高騰で大幅な赤字になっていることが容易に推察できます。これ以上、保険料の負担を高齢者にかぶせれば、結局は介護サービスや医療機関への受診を控え、要介護状態になったり重症化して高齢者本人が辛い生活になりますし、結局は保険給付費が増加するという悪循環に陥ってしまいます。高齢者の生活実態を踏まえて、保険料の負担が増えて受診抑制につながることをないように国に求めているのですが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

以上、よろしく願いをいたします。〔降壇〕

○議長（和氣 健君）

当局の答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（安田 充年君）〔登壇〕

事務局長でございます。

田辺議員さんの御質問に順次お答えを申し上げます。

まず、国に公費負担を継続するよう要望していただきたいということでございますが、新型コロナウイルスについては国において令和5年5月8日に感染症法上の位置づけを5類に移行する方針が決定されましたが、現在、公費負担されている医療費については段階的に見直すこととされ、当面は公費負担が継続される方針で、現在、具体的内容について検討を行っている聞いております。今後、費用負担が発生することで後期高齢者の受診抑制につながらないよう引き続き国の動向を注視するとともに、他の広域連合等とも課題認識を共有してまいりたいと考えてございます。

続きまして、公費負担がなくなった場合、広域連合で給付してはとの御意見でございます。

新型コロナウイルスの公費負担の経過措置がなくなった場合の自己負担についてですが、当広域連合からの給付を行うとすると自主財源で対応せざるを得ず、被保険者の保険料負担に影響することや事務処理等の体制上の課題、システム構築等、経費面で膨大な経費を伴うことなど様々な課題があることを考慮すると、当広域連合のみで対応することは困難と考えております。新型コロナウイルス感染症が社会に与える影響の大きさからも、公費負担の継続の議論は国において統一的に行われるべきものと考えております。

続きまして、自己負担2割導入後の財政上の影響についてでございます。

令和4年10月の2割制度導入後の医療費についてですが、現在実績として把握しているのは令和4年10月と11月診療分となっております。前年同月比の比較で10月診療分が件数ベースで1.5%増、医療費全体では4.08%増、11月診療分が件数ベースで2.81%増、医療費全体では3.74%増となっております。また、自己負担割合が2割となる方の急激な自己負担額の増加を抑えるため、外来診療の負担増加額が一月3,000円を上回った場合に、被保険者の口座に払い戻す配慮措置を3年間実施することとしており、その振込手数料が一月当たり約100万円の増額となっております。

最後に、令和6年保険料改定に向けて、高齢者の生活実態を踏まえ、保険料の負担が増え、受診抑制につながることをないように国に求めているとの御指摘でございます。

高齢者においては、令和5年度から年金額が若干増額となるものの、円安等による物価

上昇など、日々の生活を営むのに支障が出ている状況が続いていると考えております。こうした中、従来より低所得者への受診抑制となるような制度改正はしないよう全国協議会を通して国へ求めているところです。

さらに、先般、全国協議会から令和5年度における国への要望に関して照会がありましたので、当広域連合からは、後期高齢者に新たな保険料増となる負担を求めるのであれば、受診抑制が起こらない等、生活費に影響がないよう制度設計を行うことや、特に低所得者について受診控えが起こらないよう国の財源拡充により負担軽減を図ることなどを盛り込んだ要望を全国協議会から行うよう中四国ブロック幹事広域連合へ提出したところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（和氣 健君）

4番、田辺議員。

○4番（田辺 牧美君）

御答弁ありがとうございました。最後のところでも事務局長さんがおっしゃられましたように、高齢者の方の生活実態を踏まえて、受診抑制にならないようにということで、ほかの広域連合とも一緒に協議し、国のほうにも要望を出していくということでございましたので、ぜひともその立場でしっかり頑張っていただきたいと思います。ありがとうございました。

以上、要望しておきます。

○議長（和氣 健君）

以上で通告を受けておりました一般質問は全て終了いたしました。一般質問を終わります。

日程第6 甲第1号・甲第2号議案

○議長（和氣 健君）

日程第6、甲第1号議案「令和4年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」、甲第2号議案「令和4年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の議案2件を一括上程し、提案の理由を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（伊東 香織君）〔登壇〕

それではまず、甲第1号議案「令和4年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第1号について」でございます。

事務費の負担金を財源といたしました特別会計共通経費の剰余金の管理につきまして、給付費準備基金から財政調整基金へ積立替えるなどのために1億4,447万7,000円を増額をいたしまして、総額を一般会計が補正予算の分、2億4,329万5,000円とするものでございます。

そして、甲第2号議案「令和4年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について」でございますが、こちらにつきましては保険給付費見込み

の減少によります歳出の減額に伴いまして、国、県からの負担金等の歳入も減額をいたします等のため、34 億 9,867 万 2,000 円を減額をいたしまして、総額を 2,928 億 1,529 万 1,000 円とするものでございます。

詳細につきまして事務局長から説明を行わさせていただきますので、御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由説明とさせていただきます。〔降壇〕

○議長（和氣 健君）

事務局長。

○事務局長（安田 充年君）〔登壇〕

それでは、甲第 1 号議案・第 2 号議案の補足説明を行います。

甲第 1 号議案、令和 4 年度一般会計補正予算書 5 ページをお開きください。

令和 4 年度一般会計補正予算第 1 号は、歳入歳出それぞれ 1 億 4,447 万 7,000 円を増額し、2 億 4,329 万 5,000 円とするもので、歳入歳出が大きく増額しておりますが、これは、事務費負担金を財源とした特別会計共通経費の剰余金については、財政調整基金において管理することがより適正と判断したことによるものです。

このため、財政調整基金条例で積み立てる額は一般会計歳入歳出予算で定める額とされていることから、給付費準備基金へ積み立てていた特別会計共通経費の剰余金 1 億 4,798 万 4,000 円を歳入の第 5 款特別会計繰入金とし、歳出の第 2 款総務管理費の歳出として財政調整基金へ積み立てようとするものです。

このほか、歳入の主なものは、6 ページになりますが、第 3 款繰越金で前年度繰越金を増額するものです。

歳出の主なものは、8 ページ、第 2 款総務費の総務管理費において、金融機関への振込手数料の増額やシステム導入委託料等の減額を行うものです。

なお、10 ページには、事務費負担金についての各市町村の後期高齢者人口割による負担金明細書を、11 ページ、12 ページには、給与費明細書を掲載しております。

次に、甲第 2 号議案の「特別会計補正予算第 2 号」ですが、特別会計補正予算書 8 ページをお開きください。

歳入ですが、主なものとしましては、第 1 款市町村支出金、第 1 項市町村負担金 6 億 8,976 万円余の減額は、保険料収納見込額の減少に伴うもの、第 2 款国庫支出金、第 1 項国庫負担金 8 億 5,423 万円余の減額、第 3 款県支出金、9 ページにまたがりまして、第 1 項県負担金 2 億 9,024 万円余の減額、第 4 款支払基金交付金 15 億 8,226 万円余の減額、これらの減額は、療養給付費等の交付対象歳出額が減額となったことによるものでございます。

10 ページをごらんください。

第 7 款繰入金 9,688 万円余の減額は、療養給付費等の減少に伴い、財源として必要となる給付費準備基金からの繰入金が減少したことによるものであります。

第 8 款繰越金 1,277 万円余の増額は、前年度繰越金額の確定により追加するものでございます。

第 9 款諸収入、第 2 項預金利子 43 万円の増額は、預金利子の収納見込額の増加に伴うものです。

次に、11 ページをごらんください。

歳出の主なものにつきましては、第 1 款総務費、第 1 項総務管理費 420 万円余の減額は、

職員派遣負担金の減額を行うものであります。

第2款保険給付費、第1項療養諸費は、44億493万円の減額としていますが、医療機関へ支払う療養給付費見込額が減少したものの、12ページに移りまして、第2項高額療養諸費6億4,296万円余の増額は、被保険者に給付する高額療養費の増加に伴うものでございます。

13ページへ移りまして、第5款基金積立金1,280万円余の増額は、医療給付費準備基金への積立金を追加するものでございます。

14ページ以降は、一般会計同様、負担金明細書及び給与費明細書でございます。

簡単ではございますが、以上で説明とさせていただきます。〔降壇〕

○議長（和氣 健君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

甲第1号議案及び甲第2号議案については、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（和氣 健君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

甲第1号議案及び甲第2号議案について、質疑の通告はございません。これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後2時52分 休憩

午後3時11分 再開

○議長（和氣 健君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

会議録署名議員に8番、原議員を追加いたします。

これより甲第1号議案及び甲第2号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（和氣 健君）

御異議なしと認めます。よって、甲第1号議案及び甲第2号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7 甲第3号・甲第4号議案

○議長（和氣 健君）

次に、日程第7、甲第3号議案「令和5年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計予

算」、甲第4号議案「令和5年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」の議案2件を一括上程し、提案の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（伊東 香織君）〔登壇〕

それでは、甲第3号議案「令和5年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」、そして甲第4号議案「令和5年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について御説明申し上げます。

一般会計では、振込手数料の増額などによりまして、前年度当初予算に比べまして増額となっております。また特別会計では、保険給付費等について被保険者数の増加を見込んでおりまして、前年度当初予算と比べて増加をいたしております。

一般会計におきましては、12億1,410万9,000円を計上いたしております。甲第1号議案と同様の理由により増額となっております。

特別会計においては、3,041億4,644万円を計上しておりまして、対前年比で105.33%、額にして153億9,069万5,000円の増額となっております。また、一時的に資金不足が生じた場合に対応するため、一時借入金の最高額は100億円と定めてございます。

詳細につきまして事務局長から説明をさせていただきます。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。〔降壇〕

○議長（和氣 健君）

事務局長。

○事務局長（安田 充年君）〔登壇〕

それでは、甲第3号議案・第4号議案の補足説明を行います。

甲第3号議案「令和5年度一般会計予算」ですが、一般会計予算書5ページをお開きください。

一般会計予算は、広域連合の組織運営に関する事務経費で、令和5年度は歳入歳出それぞれ総額12億1,410万9,000円を計上しております。

歳入歳出が大きく増額されておりますが、甲第1号議案同様に事務費負担金を財源とした特別会計共通経費の剰余金を財政調整基金において適正に管理するため、これまでは事務費負担金について、一般会計事務費分は一般会計で、特別会計事務費分は特別会計で歳入していたものを一般会計分・特別会計分を問わず一般会計に歳入し、うち特別会計分については、歳出として4款民生費の社会総務費として特別会計へ繰り出すよう取扱いを変更したためでございます。

6ページをお開きください。

歳入につきまして、第1款分担金及び負担金は、後期高齢者人口割で各市町村に御負担いただいている事務費とともに、令和5年度からは特別会計分を含んでおります。

7ページの第5款繰入金5,476万円余は、事務費の不足見込み分を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

8ページをお開きください。

歳出でございます。

主な増減についてでございますが、第2款総務費は、11ページにまたがりますが、このうち主なものとして、第1目一般管理費は1億5,210万円余で、昨年度より5,520万円余

増額しております。その主要な要因は、窓口自己負担 2 割の方の配慮措置に関する振込手数料 3,051 万円余の増額、財政調整基金への 3,583 万円余の積立などによるものです。

12 ページ以降は、補正予算書と同様、負担金明細書と給与費明細書でございます。

次に、甲第 4 号議案の「令和 5 年度特別会計予算」について御説明いたします。

特別会計予算書 8 ページをお開きください。

歳入の主なものにつきまして、第 1 款市町村支出金は 533 億 7,799 万円で、保険料等負担金は市町村で収入する被保険者からの保険料等で、被保険者数の増加により前年度と比較して 3,700 万円余の増額を見込んでおります。

療養給付費負担金は、医療給付費の 12 分の 1 を市町村で負担いただくもので、負担対象となる医療費給付費の増加を見込んだ結果、前年度と比較して 12 億 385 万円余の増額となっております。

第 2 款国庫支出金のうち、第 1 項国庫負担金は 736 億 2,725 万円余で、療養給付費等負担金は医療給付費の 12 分の 3 に当たるもので、医療給付費の増加に伴い、当初予算ベースで 36 億 1,156 万円余の増額となっております。

第 2 項国庫補助金は、8 ページから 9 ページにまたがりまして、251 億 3,505 万円余で、目の 1 調整交付金は広域連合間の財政の不均衡を調整するため補助されるもので、13 億 1,996 万円余の増額となっております。

第 3 款県支出金のうち、第 1 項県負担金は 257 億 456 万円余で、療養給付費等県負担金は医療給付費の 12 分の 1 に当たるもので、医療給付費の増加に伴い、12 億 385 万円余の増額となっております。

10 ページをお開きください。

第 4 款支払基金交付金 1,209 億 7,994 万円余は、現役世代から医療給付費の約 4 割を御負担いただくもので、交付対象となる医療給付費の増加に伴い、61 億 1,495 万円余の増額となっております。

第 5 款特別高額医療費共同事業交付金 1 億 9,517 万円余は、レセプト 1 件当たり 400 万円を超える医療費に対する高額療養費の負担を軽減するために交付される共同事業からの交付金であります。

第 7 款繰入金の給付費準備基金繰入金は、給付費の財源として繰り入れるもので、36 億 8,946 万円余です。一般会計繰入金は、事務費負担金分が 10 億 1,000 万円、財政調整基金繰入金分が 5,000 万円で、合わせて 10 億 6,000 万円となっております。

12 ページをごらんください。

第 9 款諸収入、第 3 項雑入 3 億 4,148 万円余は、交通事故等第三者行為による保険給付費返納金などでございます。

13 ページをごらんください。

歳出でございますが、主なものを御説明いたします。

第 1 款総務費は、14 ページにまたがりまして、11 億 1,869 万円余で、一般管理費は、市町派遣職員の職員派遣負担金などの制度運営のための事務経費を計上しております。

連合会負担金は、レセプト点検オンラインシステム共同事業などの国民健康保険団体連合会への負担金でございます。

同じく 14 ページで、本会計のほとんどを占める第 2 款保険給付費でございますが、第 1

項療養諸費は目が1から4までございますが、15 ページにまたがりまして、計 2,833 億 3,207 万円で、被保険者数の増加などにより、前年度と比較して 114 億 9,346 万円余の増額を見込んでおります。

審査支払手数料は、レセプトの審査に要する手数料でございます。

第2項高額療養諸費 177 億 1,564 万円余は、高額医療に対して被保険者に給付する高額療養費並びに高額介護合算療養費、第3項その他医療給付費 8 億 8,620 万円は、葬祭費等でございます。

16 ページ、第3款特別高額医療費共同事業拠出金 1 億 7,784 万円余は、1 件当たり 400 万円を超える医療費に対して拠出すべき費用でございます。

第4款保健事業費、第1目健康診査費 5 億 3,746 万円余は、市町村で実施していただいている健康診査事業に対する補助金などでございます。

第2目高齢者保健事業費 2 億 9,399 万円余については、医療費分析業務委託料や服薬相談事業並びに市町村と一体的に実施する保健事業一体的実施委託料などの高齢者保健事業関係経費を計上しております。

18 ページに移りまして、第6款の公債費でございますが、資金不足が生じた際に借入れを行う一時借入金の利息でございます。

第7款諸支出金は、過払いの保険料を被保険者に償還するためのものでございます。

20 ページ以降が、一般会計同様、給与費明細書でございます。

以上で令和5年度一般会計並びに特別会計予算の説明とさせていただきます。〔降壇〕

○議長（和氣 健君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

甲第3号議案及び甲第4号議案については、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（和氣 健君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

甲第3号議案及び甲第4号議案について質疑の通告はございません。これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより甲第3号議案及び甲第4号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（和氣 健君）

御異議なしと認めます。よって、甲第3号議案及び甲第4号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8 甲第5号議案

○議長（和氣 健君）

次に、日程第8、甲第5号議案「岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、提案の理由を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（伊東 香織君）〔登壇〕

それでは、甲第5号議案「岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」について御説明を申し上げます。

後期高齢者医療に関する条例の改正につきましては、4月1日に施行されます高齢者の医療の確保に関する法律施行令第18条の改正に伴いまして、低所得者に対する保険料均等割額の軽減措置に係る所得判定基準につきまして本条例の一部を改正するものでありまして、5割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を28万5,000円から29万円に改める、また2割軽減の対象世帯については、被保険者数に乗ずる金額を52万円から53万5,000円に改めるという内容でございます。

御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由説明とさせていただきます。〔降壇〕

○議長（和氣 健君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

甲第5号議案については、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（和氣 健君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

甲第5号議案について質疑の通告はございません。これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより甲第5号議案について採決いたします。

お諮りいたします。

甲第5号議案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（和氣 健君）

御異議なしと認めます。よって、甲第5号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9 甲第6号・7号・8号・9号・10号・11号議案

○議長（和氣 健君）

次に、日程第9、甲第6号議案「岡山県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」のほか5件についてを一括上程し、提案の理由を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（伊東 香織君）〔登壇〕

それでは、ただいま一括上程をいたしました甲第6号議案ほか5つの議案につきまして、御説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律、いわゆる定年引上げに関わる法律が今年の令和5年4月1日から施行されることに伴いまして、各条例を改正をさせていただくものでございます。

まず、甲第6号議案「岡山県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」の改正についてでございますが、先ほどの地方公務員法の一部改正によりまして、職員の定年が令和5年から段階的に引き上げられまして65歳となっていくわけでございますが、当広域連合の職員は市町からの派遣職員のみで構成をされておりますことから、定年条例の規定につきましては、派遣元の地方公共団体のそれぞれの関係規定の定めによることとする規定を設けるものでございます。

次に、甲第7号議案「岡山県後期高齢者医療広域連合職員の再任用に関する条例を廃止する条例」についてでございますが、現行の再任用制度の廃止に伴いまして、当該条例を廃止をしようとするものでございます。

次に、甲第8号議案「岡山県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の公表に関する条例の一部を改正する条例」、及び甲第9号議案「岡山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の改正につきましては、地方公務員法の引用部分の条項ずれ等を改正をするものでございます。

次に、甲第10号議案「岡山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の改正についてでございますが、先ほどと同様に、地方公務員法の引用部分の条項ずれの修正と合わせまして、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴いまして、育児休業の取得回数の制限の緩和や非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和する等のものでございます。

次に、甲第11号議案「岡山県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例」の改正につきましては、懲戒時の減給につきまして、処分の発令後に給料月額が定年等により減額された場合の取り扱いを設けるものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。〔降壇〕

○議長（和氣 健君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

甲第6号議案ほか5件については、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（和氣 健君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

甲第6号議案ほか5件について質疑の通告はございません。これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わり、これより甲第6号議案ほか5件を採決

いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（和氣 健君）

御異議なしと認めます。よって、甲第 6 号議案ほか 5 件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 10 甲第 12 号議案

○議長（和氣 健君）

次に、日程第 10、甲第 12 号議案「岡山県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例について」を上程し、提案の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（伊東 香織君）〔登壇〕

それでは、甲第 12 号議案「岡山県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例」の制定につきまして御説明を申し上げます。

個人情報の保護に関する法律が改正をされまして、令和 5 年 4 月 1 日から当広域連合にも個人情報保護法が直接適用されることとなりますため、現行の個人情報保護条例を廃止をし、法律の施行に関して必要な事項を定めるために新たに本条例を制定するものでございます。

具体的には開示請求に係る手数料及び費用負担についてでございまして、これまでどおり手数料は無料とし、写しの作成や送付に係る費用については実費負担とすることなどを規定しているものでございます。

御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。〔降壇〕

○議長（和氣 健君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

甲第 12 号議案については、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（和氣 健君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

甲第 12 号議案について質疑の通告はございません。これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより甲第 12 号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（和氣 健君）

御異議なしと認めます。よって、甲第 12 号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 11 乙第 1 号議案

○議長（和氣 健君）

次に、日程第 11、乙第 1 号議案「岡山県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例」を議題といたします。

提出者から提案理由、内容の説明をお願いします。

1 番、難波議員。

○1 番（難波 武志君）〔登壇〕

提出者早退のため、羽場議員に代わり説明いたします。

「岡山県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例」を提案させていただいておりますので、説明させていただきます。

国や地方におけるデジタル業務改革の進展や、官民の枠を超えたデータ利活用の活発化により、団体ごとの個人情報保護法制の総意がデジタル流通の支障となり得るなど、不均衡、不整合を解消するため、令和 3 年 5 月に交付された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正され、民間、行政機関、独立行政法人等の個人情報の保護に関する法律が一本化されるとともに、地方公共団体についても令和 5 年 4 月 1 日から改正後の全国的な共通ルールが適用されることとなりました。

こうした中、新個人情報保護法において当議会は国会や裁判所と同様に適用対象から除外され、自律的な対応に委ねることとされました。このため、これまで広域連合全体で運用されてきた個人情報保護制度について、引き続きこれまでと同水準で広域連合議会独自に保護条例を設け、規律していくことが必要と考え、ここに提案するものです。

ぜひとも満場一致で御賛同賜りますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。〔降壇〕

○議長（和氣 健君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

乙第 1 号議案については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（和氣 健君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

乙第1号議案について質疑の通告はございません。これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告がございますので、発言を許可いたします。

4番、田辺議員。

○4番（田辺 牧美君）〔登壇〕

議席番号4番、田辺牧美です。

「岡山県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」、次の3点の理由により反対をいたします。

この条例は、個人情報保護法の改正法及び施行条例と同様の規定を議会を対象に置く趣旨で条例を制定するものです。対象は、議員に対する個人情報に加え、請願、陳情の署名や傍聴者名簿などが含まれています。第三者に情報を提供することを前提とした仮名加工情報や匿名加工情報の取扱いに関する条項を設定すること自体、問題があると考えます。

2点目は、個人情報保護はあくまで情報は個人に属するものであり、本人の権利利益を保護する立場でなければならないと考えます。しかしながら、例えば第5条(3)など、「本人と国の機関、独立行政法人と地方公共団体、または地方独立行政法人が行う事務または事業の適性の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき、本人に対してその利用目的を明示しなくてもよい」という、そういった構造になっております。本人と利害が対立する場合は、本人ではなく、国等の事業が優先される条項となっております。このような構図は随所に見られます。そうではなく、本人の権利利益が優先される原則でなければならないと考えます。

3点目は、第17条3項に「記録項目の一部もしくは事項を記載せず」でありますとか「記載しないことができる」とあります。記録しなければ後からの検証はできず、なかったことになってしまいます。「記載できないことができる」でありますとか「掲載しないことができる」などの条項は認めることができません。

以上の理由により反対をいたします。

以上でございます。御清聴ありがとうございました。〔降壇〕

○議長（和氣 健君）

以上で通告による討論は終わりました。これをもって討論を終わります。

これより乙第1号議案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

乙第1号議案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（和氣 健君）

起立多数であります。よって、乙第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第12 岡山県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会 委員及び同補充員選挙

○議長（和氣 健君）

次に、日程第 12、「岡山県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条 2 項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（和氣 健君）

御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（和氣 健君）

御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員会委員及び同補充員には、お手元に配付している候補者名簿の方々を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました方々を当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（和氣 健君）

御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました方々を当選人として決定いたしました。

開会宣言

○議長（和氣 健君）

以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、私ごとでございますけれども、令和 5 年 4 月 30 日をもちまして後期高齢者医療広域連合の議員及び議長の職が満了となります。議員の皆様方には、議会運営に御協力をいただき、大変感謝しております。皆様方の今後ますますの御活躍をお祈りしてごあいさつとさせていただきます。

それでは、これをもちまして岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和 5 年 2 月定例会を閉会をいたします。

本日は大変お疲れさまでございました。また、長きにわたって大変ありがとうございました。

午後 3 時 45 分 閉会

一般質問発言通告一覧表

順序	氏 名	件 名
1	近 藤 隆 則	1 高齢者における残薬やポリファーマシー対策について
2	羽 場 頼三郎	1 広域連合の未来について 2 保険料の今後について 3 健康の維持のために
3	田 辺 牧 美	1 新型コロナウイルス感染症治療費自己負担について 2 令和6年保険料改定に向けて

討論（反対）発言通告一覧表

議案番号	氏 名	討 論 内 容
乙第1号	田 辺 牧 美	岡山県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報 報の保護に関する条例の制定について

地方自治法第123条第2項の規定により、

本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長

和氣 健

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員

田辺 牧美

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員

羽場 頼三郎

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員

原 章倫